ＧＨＧ排出権解説（２）　ＣＤＭの基本的考え方と手続き

本稿は、テクノファ「温室効果ガス排出量算定者/検証人（ベリファイヤー）養成５日間コース」テキストから抜粋、要約したものです。テクノファでは、温暖化・CDM 研究、GHG 排出量削減検証などの第一人者を講師に迎え、充実したテキスト、実践的なケーススタディによる前記セミナーを開催しています。

１．１　クリーン開発メカニズム(CDM)　の基本的考え方

JI が排出削減目標を設定された附属書Ⅰ国間（先進国間）でのクレジットの移転であるのに対して、CDM は附属書Ⅰ国間（先進国）が非附属書Ⅰ国間（途上国）で行ったプロジェクトを通して、クレジットを”発生”・獲得できる仕組みである。

先進国が途上国で行う投資等を通してある基準（ベースライン）を下回った排出量に抑えることで、その差分（削減量＝CER：Certified Emission Reduction）を出資者（国）は得ることができる。この制度では、途上国が排出割当てを保有していないので、CER の量ほど附属書Ⅰ国全体の目標値が緩和されることになるため、排出削減量が正しいかどうかを正確に評価する必要がある。国連事務局の責任機関（CDM 理事会）、責任機関に認定され COP/MOP で指定された指定運営組織（DOE：Designated Operational Entity）が、事業計画の審査や当該事業による削減実績の検証・認証等を行う。

一般に CDM は先進国から途上国に向けた技術・資金の移転を可能とするスキームであると評価されている。経済の発展段階にある途上国にとって、環境対策への取り組みを経済の拡大と共に実施することは、資金的・技術的に困難であり、途上国にとってそういった対策を経済効率的に促進する可能性が期待できる。

図　クリーン開発メカニズム(CDM)

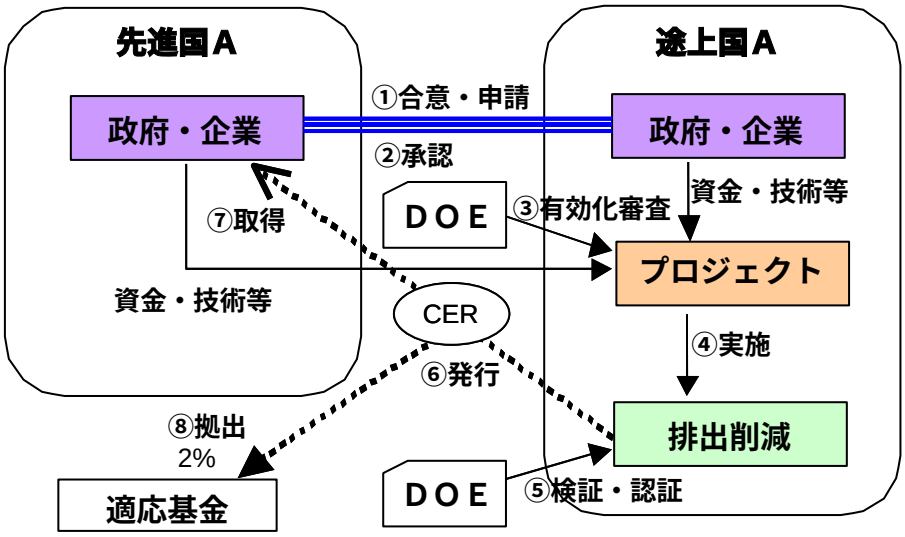

１．２　クリーン開発メカニズム(CDM)　の手続き

事業者から見たCDM手続きを簡略化したものが下記の図である。

図　事業者を中心にしたＣＤＭフロー

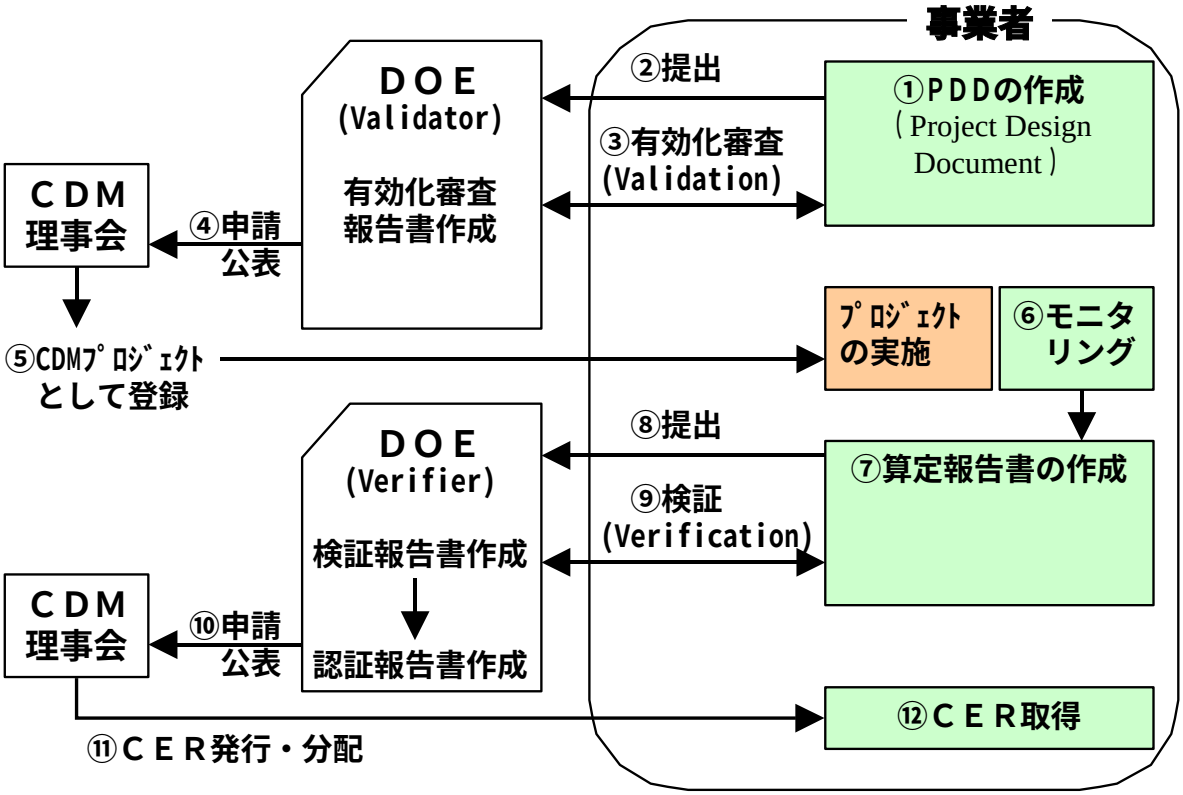

（2007/5/21）